内航船 P&I 保険

内航カーゴインデムニティ についてのおはなし。

カーゴインデムニティ(貨物賠償責任カバー)とは

貨物の運送を行なう運送人(=船主)が、貨物に損害を与えてしまった場合に、 荷主からの損害賠償請求に備え、自身の責任をカバーする目的で手配する保険です。

ご契約のメリット

通常の内航船 P&I 保険で、てん補されない運送契約上の責任及び費用を補償

万一、貨物損害について請求された場合でも運送人のリスクをカバー

ご契約検討のおすすめ

船主をリスクから守る

近年、タンカーを中心に内航船で、貨物の損傷事故について、船主が荷主から責任を追及されるケースが増えています。荷主が貨物保険を手配しているにも拘わらず保険成績が悪くなるのを恐れて同保険を使わないケースや、貨物保険自体を手配していないケースがみられます。そのような場合、荷主は船主に対して損害賠償請求を行うことがあります。

船主の安定的な運営と安全運航をサポート

当組合のカーゴインデムニティは、貨物損害について、荷主の貨物保険で処理され運送人に対して求償されないという商慣習を崩すことを意図するものではありません。

しかしながら、船主の安定的な運営と安全運航をサポートする立場の非営利組織である組合と して、万一、船主が責任を負った場合のご負担が相当な金額となることを防ぐため、考えられ るリスクについて改めてご案内します。





法律上、貨物損害につき責任を負う船主

これまでの商慣習上では貨物損害が発生した場合、荷主の貨物保険で処理され、その原因が船主 の過失であっても、船主に対し求償しないのが一般的でしたが、法律上の考えは商慣習とは異な ります。

特段の運送契約がない場合、内航貨物輸送にはもっぱら商法が適用されます。

商法第577条には、運送人(=船主)はその使用人(=船員)が注意を怠っていなかったことを 証明しない限り、貨物損害につき責任を免れない旨が謳われ、

更に商法第690条では、船舶所有者は船員の職務遂行時の故意・過失による損害を賠償する責任を負う旨が規定されています。

よって、船主は法律上の責任を免れるものではありません。

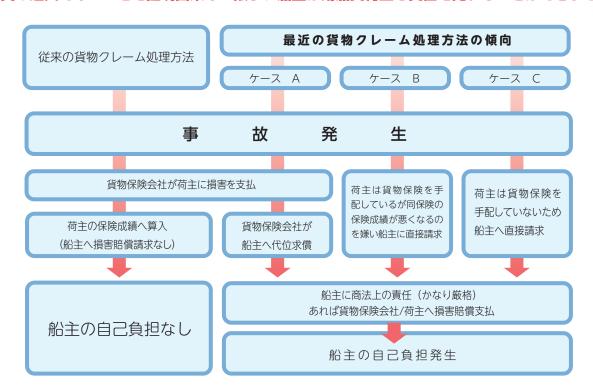
用船契約上も、貨物損害につき責任を負う船主

一般的に使用されている定期用船契約書(海運集会所書式)の貨物損害に関する船主免責規定の 第2項では、貨物損害に関する船主免責について次のように規定しています。

> 「船主は、船長その他の船員の適当な注意の不足によるものでない限り、 積荷の過不足又は損傷について、その責めを負わない。」

> > しかしながら、

船員の過失でないことを証明出来ない限り、船主は用船契約上も責任を免れることはできません。







ケース1

クリーシタンカー8船員のパルフ操作ミス

船員がバルブ操作を誤り、積荷終了後に本船ライン内の油払いをする際、ハイオクのラインと軽油のラインのバルブを同時に開放して、本船のハイオクタンクに軽油が混入。

さらに、本船タンクにコンタミがあることに気付かず貨物を揚げたところ、陸上タンクにもコンタミが発生。

荷主は、コンタミした陸上タンクの貨物の抜き取り作業、その配管清掃、その後の再処理や既にタンクから出荷済の貨物の回収作業を実施。

荷主は貨物保険を付保しておらず、船主に上記作業に関する費用を請求。

- ✓ 当組合は、**陸上コンタミ損害として約 1.000 万円超をてん補**。(P&I 保険の本体部分でカバー)
- ✓ さらに、本船の貨物損害として約 1,500 万円をてん補。(カーゴインデムニティのカバー)

ケース2

貨物船 8貨物の濡れ損害

積荷の肥料(約 1,200 トン)を揚荷中、大部分を揚げたところでホールド内の肥料(約 40 トン)に水漏れを発見。錆が原因でビルジタンクに穴が開いていた。

荷主は水漏れした肥料(約40トン)の受け取りを拒否したが、船主は用船者経由で受け取りを要請し、 当該肥料は揚荷された。

その後、水漏れした肥料は荷主の倉庫で保管・乾燥されて、格落ちの肥料として売却された。

荷主は用船者に対して、格落ちの損失と、その保管/出荷費用の合計約300万円をクレーム。(荷主が貨物保険での処理を受け容れなかったため。)

結果、用船者はその金額を船主の用船料から差し引いた。



カーゴインデムニティが付保されていなかったため、船主に 300 万円の自己負担が発生。

その他

- 前荷の残りやホールド内の錆の混入によるコンタミ損害・異物混入損害
- 淡水・海水による損害(ハッチからの浸水、ビルジ逆流、バラストタンクとの隔壁のクラック等)
- 貨物の変色による損害
- 荷不足、等







カーゴインデムニティのカバー範囲



積荷の損害 [第29条1.(1)]	 ● 積荷の水濡れ損害 ハッチカバー等を通じての海水浸入	
積荷の廃棄処分費用 [第29条1.(2)と(5)]	● 荷主により損傷貨物の受取を拒否された場合の積荷の処分費用 (※荷主からの回収分は除く)	
荷崩れの再積付け費用 [第29条1.(3)]	● 荷崩れ等により航海の継続が困難になった場合の仮揚げ/再積付け費用 (※共同海損に算入される部分は除く)	
回収不能の共同海損 [第30条1]	●荷主が本船の不堪航等を理由に共同海損の負担を拒否した場合 の共同海損荷主負担部分	

[※]上記の条項は保険契約規定のものです。なお、船主と定期用船者の利害は異なるため、後者には別途ご契約いただく必要があります。特に定期用船契約上の前者の航海過失免責部分については、後者の負担となる可能性が大きいことにご留意ください。

カバーの種類



ご希望にあったカバーをご選択いただけます!

オールリスクカバー

貨物損害の原因/種類に関わらず、船主責任のすべてをカバーします。

コンタミ損害に関する限定/除外カバー(タンカーのみ)

- 1. 貨物損害のうちコンタミ損害に限定した「コンタミ限定カバー」
- 2. オールリスクカバーからコンタミ損害を除外した「コンタミ除外カバー」

連_絡_先



				Tel	Fax	E-mail
東	京	本	部			
契約部内航グループ			亢グループ	(03) 3662-7212	(03) 3662-7400	naiko-keiyaku@piclub.or.jp
損害調査部			部	(03) 3662-7221	(03) 3662-7400	naiko@piclub.or.jp
神	戸	支	部	(078) 321-6886 (代)	(078) 332-6519	kobe@piclub.or.jp
福	岡	支	部	(092) 272-1215 (代)	(092) 281-3317	fukuoka@piclub.or.jp
今	治	支	部	(0898) 33-1117 (代)	(0898) 33-1251	imabari@piclub.or.jp